



みやぎ税務会計事務所通信

《 2021年10月 》



税務の話題

配偶者の年収による「課税」と「所得控除」のまとめ

「年収がいくらまでなら扶養？」といったご質問を、よくお受けします。
 以前より巷で耳にする「103万円の壁」ですが、実はその他にも「壁」があることは
 近頃、多くの方に知られており、気にされる方が増えているようです。
 そこで、今月は「もうすぐ2021年も終わり…!？」にあわせて、
 配偶者の方の課税やご自身の所得控除について、まとめてご案内いたします。
 「壁」の前で止まるか越えるか、は“考え次第”…!

【全体像】※ 給与収入のみの場合



〔1〕100万円 ～住民税の課税なし！のライン～

住民税は、1月1日に住所のある市区町村に納めます。
 「均等割」と「所得割」に分かれますが、
 「100万円」は、どちらも課税されないラインです。
 ただし、市区町村により異なります。
 お住まいの自治体のホームページなどで、
 必ずご確認ください。(ラインが下がる自治体があります)

「均等割」
 地域社会を支える会費の
 ようなもの。一定額。

「所得割」
 前年の所得に応じて課税。

〔2〕103万円 ～お馴染みの所得税課税なし！配偶者控除適用！のライン～

この103万円が「所得税」ではひとつの区切り、といえるところかもしれません。
 (所得控除が基礎控除のみの場合です。その他の事情により異なる場合があります。)

年収が103万円までは、所得税は課税されません。
 それとともに、その方(配偶者)を扶養する納税者に「配偶者控除38万円」が
 適用されます。(納税者の合計所得金額が1,000万円以下の場合のみ)

「どうして103万円なの？」は裏面で解説！⇒

